

城北労務管理事務所 障害年金請求代行報酬規程

(金額はすべて税抜きの金額とする)

第1 新規受託時の着手料

受託にあたっては、着手料として次の額を受けることができる。

着手料 30,000 円

第2 手続報酬

下記金額のうち、いずれか高い金額とする

1. 年金の2か月分の金額
2. 初回年金支給額の10%

第3 診断書・受診状況等証明書作成依頼代行手数料

診断書作成依頼代行 | 医療機関につき10,000円

受診状況等証明書作成依頼代行 | 医療機関につき5,000円

(医療機関に支払う、書類作成費用は依頼者が支払うものとする。)

第4 相談・立会等報酬

1. 相談報酬

相談報酬とは、依頼受託後、初回相談時に請け負ったものとは異なる内容の相談に応じ又は指導する場合に受ける報酬である。高度な知識を要するものについては、別途依頼者と協議する。

1時間につき10,000円(1時間未満の端数は1時間に切上げるものとする)

2. 立会報酬

立会報酬とは、官公庁及び医療機関に立会う場合に受ける報酬であり、委託契約の有無にかかわらず受けるものとする。

1時間につき10,000円(1時間未満の端数は1時間に切上げるものとする)

3. 調査報酬

① 調査報酬とは、官公庁において、委託者の年金加入履歴等の調査の業務に従事した場合に受ける報酬であり、その範囲を協議等により限定されないものとする。

1名の年金記録につき10,000円

② 障害年金請求代行の依頼をされている場合は無料

第5 病歴就労状況等申立書作成手数料

① 障害年金請求代行の依頼をされず、病歴就労状況等申立書の作成のみの依頼の場合に受ける報酬である。病歴が複雑なものについては、別途依頼者と協議する。

1 件 30,000 円

② 障害年金請求代行の依頼をされている場合は無料

第6 他 の 報 酬 等

1. 旅費・日当・宿泊料

100 キロ以上の移動を必要とする相談、診断書・受診状況等証明書作成依頼代行業務に関し出張した場合に、旅費・日当・宿泊料を受けるものとする。

旅費 実費（鉄道はグリーン、航空機はスーパーシート、船は特等とする。）

日当 1日 20,000 円

宿泊費 実費

2. 報酬の特例

① 報酬の特例

業務の内容が複雑多岐にわたる場合又は相当時間を要する場合は、依頼者と協議する。

② 手数料その他

手続関係書類の作成に必要な手数料等を立て替えた場合は、当該費用を報酬と別に受けるものとする。

③ 緊急依頼

営業時間外の電話相談、翌営業開始時間までに返信を要するメール、ラインによる相談は相談内容にかかわらず、第4 1の相談報酬が発生するものとする。

④ 解約の報酬

依頼者の都合により着手後に解約する場合には、所定の報酬額の全額を受けられることができる。

⑤ 消費税

この報酬規程で定める報酬にかかる消費税を報酬と別に受けるものとする。

3. その他

この報酬規程に定めのない事項については、別途依頼者と協議するものとする。

附 則

この報酬規程は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。